

**平成28年度 中小企業振興円卓会議 専門部会事業計画書
(中小企業での若者の就労環境に関する調査・検討部会)**

【代表団体名称】	愛媛大学				
活動テーマ	ええ会社づくり・ええ人育て・ええお客様づくり				
活動名	中小企業での若者の就労環境に関する実態調査や検討会を通じた環境改善に向けた取り組み				
活動趣旨（本市の中小企業の現状、課題等）	<p>若者の間で学業に支障をきたすほど重い責任を負わせ、遅くまで残業しても手当がつかなかつたり、ノルマが厳しいなど、過重労働の悩みが広がっている。また、就職後3年以内の若い社員に対し、低賃金で長時間労働をさせたり、過剰なノルマ、パワハラを繰り返すなど、若者の使い捨てなどが社会問題化してきている。</p> <p>厚生労働省は、今年の4月1日にこのような問題に対応するため、東京、大阪の労働局内に専門に取り締まる特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」を設置するとともに、これらの被害を防ぐための初の法律となる「青少年雇用促進法」が審議されている。</p> <p>松山市においては、来るべき人口減少社会を迎えるにあたり、将来の産業の担い手である学生や就職後間もない若い社員が生きがいややりがいを持ち、自らの能力を十分に発揮できるよう、就労環境を整えていくことは非常に重要なことだと認識している。</p> <p>しかしながら、学生アルバイトの就労環境の実態については、全国的にも調査が不十分であり、その実態も把握できているとはいいがたい。また、就職後3年以内の若者の離職率が高止まりしている原因等についても、十分に調査がされていないため、両者の就労環境の実態を調査・把握するとともに、改善に向けて対策を検討し、労働者の権利等について、働く本人のみならず、雇用者側である中小企業や地域社会に向けて啓発していく必要がある。</p> <p>なお、事態調査を行う際は、業種、人数など対象者の選定方法や個人の意識に差がある過重労働をどのように定義づけるかなど、調査を公正なものにするための課題をあらかじめ整理する必要がある。</p>				
活動の項目	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #ffcc00;">条例の推進活動</td> <td>条例第4条（基本方針）（3）「人材の確保、育成、定着」 （9）「関係機関との連携」に該当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #ffcc00;">調査・検証活動</td> </tr> </table>	条例の推進活動	条例第4条（基本方針）（3）「人材の確保、育成、定着」 （9）「関係機関との連携」に該当	調査・検証活動	
条例の推進活動	条例第4条（基本方針）（3）「人材の確保、育成、定着」 （9）「関係機関との連携」に該当				
調査・検証活動					
活動内容（条例の推進活動、本市の実態や効果的な施策に関する調査・検証等）	<p>【条例の推進活動】</p> <p>1. 情報発信 ・全国的に活躍している有識者をお招きしてのシンポジウム等を開催し、松山での実態を踏まえ、大学、企業関係者、経済団体、その他関係者を交えたパネルディスカッションなどを行う。 ・調査結果や活動状況を取りまとめ、松山市、関係機関・団体にも情報提供し、啓発に努める。</p> <p>【調査・検証活動】</p> <p>2. 実態調査 ・若者の就労環境の改善に向けては、その事態を把握することが重要である。松山市の産業の特性から見ると第3次産業が中心であり、その中でもサービス業が割合が多いため、調査対象の選定には、産業ごとの割合を考慮して選定する必要がある。 ・調査対象について、学生については、大学と連携し、就職後の社会人については、一定の条件を設定し、無作為抽出により選定することを想定している。 ・調査項目、時期、分析方法については、構成メンバー等の協議により決定する。</p> <p>3. 検討会 ・調査結果から実態を分析し、就労環境における課題を明らかにする。 ・協議の結果を踏まえ、企業側の反応等についてヒアリングを行うとともに、若者と企業の意見交換会を実施する。</p> <p>4. 報告書の作成 ・実態調査やシンポジウム等の結果を取りまとめるとともに、概要版を作成する。</p>				
構成メンバー（予定）	大学（教員、学生）、企業関係者、経済団体、その他関係者				
事業期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成29年 3月 31日				
【事業に要する経費】	150万円				
備考					